※第17条第３項の別紙の例（共同生活援助）

この別紙を重要事項説明書でも使用することで、運営規程と重要事項説明書の不一致を発生させないようにする。

別紙　利用者から受領する費用

１　食材料費　　朝食○○○円、昼食○○○円、夕食○○○円

食事の提供時間　朝食：○時から○時まで

　　　　　　　　　　　　　　　　昼食：○時から○時まで

　　　　　　　　　　　　　　　　夕食：○時から○時まで

（12月●日から１月●日は食事を提供しない）

※　○日前までにキャンセルの連絡がない場合は、利用者は事業者に食材料　費を支払う。

２　家賃　　　　月額○○○円

家賃は利用者から徴収できる家賃は、実費相当額となる。

実費相当額以上を徴収し、収益を上げることは認められない。

３　光熱水費　　月額○○○円

４　日用品費その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

５　体験利用に係る費用については利用日数に応じて案分した額とする。

６　町内会費　　月額○○○円

７　敷金　　　　１か月分

原状回復費用、家賃等の未払いがある場合の未払い額を差し引き、残額を返還する。

上記は例示であり、実際に提供する共同生活援助の内容ごとに発生する利用者負担金について記載すること。

なお、日常生活費の範囲について厚生労働省通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月６日　障発第1206002号）に留意すること。

また、札幌市ホームページ「よくある質問（障害福祉サービス等の事業運営）」を確認すること。

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/yokuarushitsumon.html#kyoudouseikatuenjo

入所月の費用の取扱いや月途中入所者の取扱い等、必要に応じて対応方法を記載すること。（日割り徴収の際の１日当たりの額等）

体験利用を行わない場合は５を削除する。